

月形町休業協力・感染リスク低減延長支援金の概要（申請の手引き）

1 名称

（仮称）月形町休業協力・感染リスク低減延長支援金

2 趣旨

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、期間を延長して対象施設の休業協力や感染リスクを低減する自主的な取組を行う町内事業者に対して、（仮称）月形町休業協力・感染リスク低減延長支援金を支給するものです。

3 支給対象者

月形町内で営業し、対象施設を管理する法人又は個人事業主とします。

4 支給要件

感染防止対策	
休業等の取組	感染リスクを低減する自主的な取組 (いずれか一つ以上)
1 法人が営む対象施設の休業	ア 密閉・密集・密接の防止（換気や行列間隔の工夫など）
2 個人事業主が営む対象施設の休業	イ 飛沫感染・接触感染の防止（従業員のマスク着用や飛沫感染防止パネルなどの設置など）
3 酒類提供がある飲食店の19時以降の酒類提供の取り止め	ウ 従業員の時差出勤や在宅勤務など
4 酒類提供がない飲食店の休業・営業時間の短縮等（いずれか一つ以上） ア 休業 イ 営業時間の短縮（2時間以上） ウ イートインの中止（テイクアウト・デリバリーのみによる営業継続は可） エ 店舗の座席レイアウトの変更（ソーシャルディスタンシングへの配慮）	エ 発熱者等の施設への入場防止

※ 支援金は、施設数に関わらず、一事業者に対して支払うこととなります。

※ 複数の施設を管理・営業している場合は、全ての施設で休業等を行わなくてはなりません。

※ 居酒屋は休業要請の対象ではありませんが、休業した場合は、19時以降の酒類の提供を取り止めた場合と同様の支援金の対象となります。

5 対象施設

休業

対象施設（カテゴリー）	内訳（業種）
遊興施設	スナック、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ライブハウス等
学習塾等	学習塾等
運動・遊技施設	スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
商業店舗	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗

19時以降の酒類の提供の取り止め

対象施設（カテゴリー）	内訳（業種）
酒類提供のある飲食店	飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等

休業、営業時間の短縮等

対象施設（カテゴリー）	内訳（業種）
酒類提供のない飲食店	飲食店、喫茶店、和菓子店等

※ 対象施設の詳細につきましては、北海道のホームページ「北海道が休業要請等を行う施設」をご覧ください。

6 支援金

支援金は、令和2年5月7日から同年5月15日までの継続期間に感染防止対策を講じた事業所の取組に10万円を支給します（下表の②月形町の支給額）。

支給額

休業等の取組	北海道 の支給額	①月形町 の支給額	②月形町 の支給額	合計
1 法人が営む対象施設の休業	30万円	対象外	10万円	40万円
2 個人事業主が営む対象施設の休業	20万円	10万円	10万円	40万円
3 酒類提供がある飲食店の19時以降の酒類提供の取り止め	10万円	10万円	10万円	30万円
4 酒類提供がない飲食店の休業・営業時間の短縮等	対象外	10万円	10万円	20万円

※ ①月形町の支給額は、令和2年4月25日から同年5月6日の期間の支給分です。

支給イメージ

②町支給 10万円	②町支給 10万円		
	①町支給 10万円	②町支給 10万円	
道支給 30万円	道支給 20万円	①町支給 10万円	②町支給 10万円
		道支給 10万円	①町支給 10万円
道による休業等要請・協力依頼対象施設			酒類提供のない感染防 止対策を講じた飲食店
スナック、学習塾など		19時以降の酒類提供を 取り止めた飲食店	
法人	個人事業主		

※ が今回の支給分です。

7 申請

(1) 受付期間

令和2年5月20日（水）から令和2年7月31日（金）までです。

(2) 受付方法

直接役場への持参又は郵送により申請を受け付けます。郵送の場合は、7月31日（金）の消印有効です。郵送の宛先又は直接役場に持参される先は次のとおりです。

〒061-0592

樺戸郡月形町1219番地 月形町役場（2階）企画振興課商工観光係

※郵送の場合は、裏面に差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※申請書の返却はいたしません。

(3) 申請受付

上記、支給イメージ が今回月形町への申請分です。

(4) 申請書類

ア 申請書（誓約書を含む）

月形町ホームページから印刷してください。印刷できない場合は、月形町役場2階企画振興課商工観光係で配布します。

イ 本人確認書類【個人事業主のみ提出】（身分証明書の写し（運転免許証、健康保険証等））

ウ 営業の実態が確認できるもの

・直近の確定申告書の写し（法人の場合は別表1、個人事業主の場合は第1表の個人番号を塗りつぶしたもの）

上記の書類がない場合は、法人設立届出書、個人事業開業・廃業等届出書、直近の月締現金出納帳や売上帳・仕入帳・店舗等の賃貸借契約書等の写し

・法令等が求める営業に必要な許可等を取得している場合は、飲食店営業許可、酒類販売免許、古

物商許可等の写し

エ 業種等が確認できるもの

- ・店舗等の宣伝チラシ、ホームページ、広告等
- ・外観及び店舗内の状況がわかる写真、ホームページ
- ・店舗等の一部（一区画）を休業した場合は、その状況がわかる写真や見取図

オ 休業等の状況が確認できるもの

休業や営業時間の短縮、酒類提供等を短縮していたことわかる資料（店舗等の広告チラシやメニュー、ホームページ）

カ 感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの（申請書表面の「感染リスクを低減する自主的な取組」にチェックを入れた項目の内容が確認できるもの）

19時以降の酒類提供時間の短縮や酒類提供がない飲食店の営業時間の短縮などを行った場合は、取組を行ったことを記載した文書又は店頭チラシ（掲示物）、ホームページ、広告等

※ なお、休業した場合は、営業再開に向けて行う感染リスクを低減する自主的な取組内容のわかる店頭広告チラシ（掲示物）、ホームページや写真

キ 通帳の写し

※ 第1回目の申請を行った事業所が引き続き延長分の2回目の申請をする場合は、上記 イ 本人確認書類【個人事業主のみ提出】、ウ 営業の実態が確認できるもの、エ 業種等が確認できるもの、オ 休業等の状況が確認できるもの、カ 感染リスクを低減する自主的な取組が確認できるもの、キ 通帳の写し に変更がなければ、提出は不要です。

8 支給の決定

- (1) 申請書類を受理した後、その内容を審査の上適正と認められるときは、6月上旬以降順次支援金を支給します。
- (2) 本支援金を支給することを決定したときは、後日、支給に関する通知をします。
- (3) 本支援金を支給しないことを決定したときは、後日、不支給に関する通知をします。

9 その他

- (1) 本支援金の支給決定後、事業者が申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本支援金の支給決定を取り消します。この場合、事業者が支援金の返還を求めるとなります。
- (2) 本支援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、月形町は、対象施設の休業等の取組に係る実施状況や対象施設の運営等の再開の状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 申請書類の提出後、休業等の要請期間内にやむを得ず対象施設の営業再開（対象施設の一部の再開を含む。）や営業時間の短縮の中止等を行う場合は、必ず事前に月形町に連絡してください。
- (4) 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、月形町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第4号及び第5号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条第6号に規定する暴力団関係者に該当する場合は、支援金の支給対象ではありません。
- (5) 支援金の支給の妥当性を審査するため、必要な資料を他の行政機関に求めること、あるいは、記載

された情報を他の行政機関の求めに応じ提供する場合があります。